

横浜町定住促進新築住宅建設補助金交付要綱

令和4年4月1日制定

(趣旨)

第1条 町は、人口の減少を抑制し、地域の活性化を図るため、新たに住宅の取得を行う者に対し、予算の範囲内において定住促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入者 令和4年4月1日以降に転入してきた者。（再転入者については、再転入日から起算して1年以上町外に居住していること。）ただし、令和4年1月1日から令和4年3月31日までに転入してきた者も特例として認める。
- (2) 建設 建築または売買による取得をいう。
- (3) 新築住宅 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの（建設工事の完了から起算して一年以上経過しているものを除く）をいう。
- (4) 専用住宅 居住の目的のためだけに建てられた住宅をいう。
- (5) 住宅建設費 建物自体の工事費又は取得費をいう。ただし、土地購入費、外構工事等の付帯工事費及び町の補助を受ける浄化槽設置整備費、を除く。
- (6) 若者夫婦 婚姻届を提出している、いずれも40歳未満の夫婦をいう。
- (7) 併用住宅 店舗、事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供する部分が結合している住宅をいう。

(補助金交付対象の新築住宅)

第3条 補助金の対象となる新築住宅は、次号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年4月1日以降に建設（建設の場合にあっては、完成引き渡しを受けた時点を、売買により取得した場合にあっては、契約成立時点）した専用住宅または併用住宅であること。ただし、令和4年1月1日から令和4年3月31日までに建設した住宅も特例として認める。（引渡から3か月以内の申請に限る）
- (2) 玄関、居室、便所、風呂および台所を備え、床面積が50平方メートル以上であること。
- (3) 併用住宅の場合は、店舗の床面積を除いた住宅部分の床面積が50平方メートル以上であること。
- (4) 新築した住宅について、この補助金以外の国又は地方公共団体等の補助金等の交付を受けないこと。

(補助金対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は次の各号に掲

げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 定住を目的として新築住宅の建設を行う方。
- (2) 2年以上継続して定住する意志があること。
- (3) 世帯全員に町税・その他の使用料等の滞納がないこと。
- (4) 生活保護の住宅補助をうけていないこと。
- (5) 新築住宅に住民登録していること。
- (6) 町内会に加入していること。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は住宅建築費（併用住宅の場合は店舗・事務所等に専有する床面積の部分の金額を除く）の100分の3以内の額で、町外からの転入者の補助金の限度額は60万円とし、町内在住者が取得する場合の限度額は30万円とする。
- 2 交付対象者が若者夫婦の場合は、前項の補助金の金額に40万円を加算した額を交付するものとする。
 - 3 補助金の交付は、当該交付対象者につき1回限りとする。

(補助金交付の申請)

- 第6条 交付対象者が補助金の申請を受けようとするときは、横浜町定住促進新築補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。
- 世帯全員の住民票
 - 住宅の建設を証する書類（建築請負契約書、完成引渡書、売買契約書、内訳書等の写し）
 - 工事概要が分かる図面（位置図、案内図、平面図等）
 - 世帯全員の前年度分の町税等の納税証明書
 - 定住誓約書（様式第2号）
 - 町内会加入証明書（様式第3号）
 - 各種公的支給や補助申請書に関する申出書（様式第4号）
 - 委任状（代理申請の場合）（様式第5号）
 - 戸籍謄本（若者夫婦として補助金の加算を受ける方）
 - その他町長が必要と認めるもの
- 2 申請期間は住宅建設後3ヶ月以内とする。

(補助金の交付決定)

- 第7条 町長は前条による交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金の交付することを決定した場合にあっては、横浜町定住促進新築補助金交付決定通知（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した時は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の決定をしたときは、横浜町定住促進新築住宅建設補助金取消決定通知(様式第7号)により補助金の決定を受けたものに対し通知するものとする。

(現況の調査)

第9条 町長は、補助金の交付を申請するものに対し、交付要件に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による交付決定を受けた者は、横浜町定住促進新築住宅建設補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 町長は、第8条の規定により補助金の交付決定を取消にした場合において、既に補助金が交付されているときは、横浜町定住促進新築住宅建設補助金返還命令書(様式第9号)により期限を定めて、当該補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。